

第167回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：令和6年8月5日（月）11：00～12：00

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 大橋洋一部会長（司会）、勢一智子部会長代理、石江夏生利構成員、
磯部哲構成員、伊藤正次構成員、大橋真由美構成員、高橋滋構成員

〔政府〕 坂越健一内閣府地方分権改革推進室長、平沢克俊内閣府地方分権改革推進室参事官

※地方三団体の出席者については配布資料を参照

主な議題：令和6年の提案募集方式に係る重点事項等について（地方三団体からのヒアリング）

地方三団体から意見聴取の後、質疑応答を行った。地方三団体からの説明及び主なやりとりは次のとおり。

（大橋部会長） まず全国知事会から説明を聴取したい。

（全国知事会） 資料2の2ページ、今年重点募集テーマの「デジタル化」は大変いいテーマを選んでいただいた。全国知事会も人口減少の課題について議論するため、先週、全国知事会議で人口戦略対策本部を立ち上げたところだが、経済や地域社会の維持が課題となるなか、行政をどう効率化するかということも人口減少にまつわる大きなテーマである。そのような観点も含め、国と地方の役割分担について、デジタルツール等の変化を踏まえてどう考えていくべきか、特に積極的に検討いただきたい。

全国知事会の地方分権推進特別委員会で議論する中で、「従うべき基準」及び「国が一括処理したほうが効率的な事務」については、関係知事の問題意識は非常に強い。関係する提案は可能な限り実現をお願いしたい。

計画策定等について、令和5年3月にナビゲーション・ガイドが閣議決定され大変エポックメイキングなことで、全国知事会としても取組を進めていきたいと考えている。実際、計画数が減少しないなどの課題もあるため、積極的に検討いただきたい。

義務付け・枠付けの見直しについても、引き続き、積極的な検討をお願いしたい。

最後に、各府省の事情もあり対応困難と各府省から回答がなされているものも多いが、特にデジタル化は、哲学が少し変わってきているのではないかという点を各府省に共通で認識していただきたい。

重点募集テーマである「デジタル化」に係る意見について、4ページに具体事例を記載している。

重点番号3「戸籍情報連携システムの利用対象の拡大」はiJAMPにも掲載されたが、都道府県が地方税の賦課徴収業務を行う際に、納税義務者が亡くなっている場合などについては戸籍資料等を確認する必要がある。この確認に当たって、郵送にて市区町村に公用請求を行い、市区町村も紙媒体で対応するため、結構な手間と時間と物量がかかっている。戸籍情報連携システムの利用可能対象範囲を都道府県に拡大することにより、オンラインで全ての情報が確認可能となり、都道府県の事務処理の迅速化だけでなく、市区町村の戸籍謄本等の交付事務の大幅な負担減となる。この件について、所管省庁からは、戸籍法上の情報は戸籍の処理のために使う旨の説明がされたとの報道もあったが、戸籍情報が様々な業務に当然使われることも含めて戸籍の機能だと考えており、よく検討いただきたい。住民基本台帳ネットワークシステムの利用対象事務の拡大も類型のものと考えている。

次に5ページについて、「『デジタル化』に係るその他の主な提案」として、狩猟免許申請手続のオンライン完結、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求のオンライン化等を挙げた。DV等支援の手続については、DV支援を求める方にとって負荷が大きく、何らかの工夫をしていただきたい。情報連携を求める提案については、産業廃棄物に関する行政手続の申請・届出等のシステムと連携する欠格照会システムの構築は、確かに機微な情報だが、産廃行政に都道府県で関わった立場から言えば、業者が多いうえに広域で業務が行われるケースも多いため、積極的に取組を進めていただきたい。そのほか、都道府県と教育委員会が一つの自治体中間サーバーを利用することを可能にすることについて、確かに組織としては別々だが、物理的な感覚としては一体で存在するものであり、御検討いただきたい。また、各種支援制度の総合案内窓口のクラウド実装などもお願いしたい。

次に、6 ページ「全国知事会共同提案に係る意見」について、「従うべき基準」や、「国が一括処理したほうが効率的な事務」に関する提案については、地方分権推進特別委員会での議論を踏まえて、基本的に全国知事会として共同提案団体に加わっている。

具体的には、7 ページの「障害児通所支援事業所従業者の人員基準の見直し」は、中山間地域をはじめとして児童福祉人材が不足する地域が今後拡大をしていくと見込まれる中で、オンラインツールの活用など、様々な具体的な方策が考えられるのではないかと。このような全国一律の基準が、一定のサービスの質を全国で保つためにあるというロジックであろうかと思うが、むしろ、結果的に中山間地域等で必要なサービスが受けられないという事態になり、法の目指す考え方と相反することになる。是非所管省庁に柔軟な制度設計をもう少し考えられないか、御検討いただきたい。

類似提案で、管理番号 195 番に「中山間地域における通所介護事業所に係る報酬算定の対象の見直し」がある。報酬算定の対象の見直しなので人員配置とは異なるが、中山間地域など、人口が減少し、担い手が減少していくことを踏まえて制度設計の柔軟さが重要だという意味では同じである。

続いて、8 ページの「看護師等の免許証に係る交付事務における都道府県経由事務の廃止」は、看護師等の免許証の交付において、都道府県で受け付け、不備がないことを確認し、厚生労働省に進達をする。一昔前であれば、この程度の手間は当然かかるという理解だったと思われるが、大量の申請書類が集中する時期があり登録も遅れることもあるため、国家資格等の情報連携活用システムを用いてオンライン申請を推進し、これにより、経由事務を不要とすることを求める提案である。併存する紙申請は、高齢者の方々が対象の中心であればともかくとして、看護師として実際働かれている方々は、オンライン申請とすべきといった問題提起を是非していただきたい。

その他の共同提案の案件を 9 ページに記載している。建築基準適合判定資格者検定等々の都道府県経由事務、栄養士養成施設・管理栄養士養成施設の指定に関する経由事務、選挙結果に関する調査・報告事務に関するオンラインシステムの導入、産廃の処理業・特別管理産廃処理業に係る変更届出のワンストップ化、消防庁による調査に係る事務の効率化などがある。

一番下の「熱中症特別警戒情報に係る情報伝達経路」は都道府県を経由して市町村に情報提供するものでまだ事例がないため事例を見ながら検討するという回答のようなのだが、即時性が必要とされる情報で、仮にどこかで伝達が詰まるとそのエリアがカバーできないことになるので、事例をつくる前に是非検討いただきたい。

計画策定に関する意見を 10 ページに記載している。令和 5 年における計画策定を義務付ける条項数は平成 25 年と比較して増加している。ナビゲーション・ガイドが最近閣議決定され、一定やむを得ないところがあるかと思うが、ナビゲーション・ガイドの考え方を各府省に浸透させていただきたい。

事例としては 11 ページに「脱炭素化推進事業債の対象事業要件の見直し」がある。脱炭素化推進事業債は都道府県市町村が取り組んだ脱炭素化の取組のハード事業に対する地方債の措置である。地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画に事業の記載があることとされているが、法の趣旨を踏まえると事業の機動的な実施というものが重要である一方、計画に位置付けが必要ということである。計画には、どの市のどの地域の何という事業かまで具体的に記載を求められているわけではなく、事業を典型的に記載すればよいとのことではあるが、そもそも、なぜ記載しなければいけないのかと問題意識が出てきており、外せないか検討いただきたい。

それ以外の計画に関する主な提案としては、12 ページに、同じく温暖化に関する計画の策定義務の見直しを記載している。

(大橋部会長) 続いて、全国市長会から説明をお願いしたい。

(全国市長会) 全国市長会としては、例年どおり、各府省から第一次回答のあった 258 件について全国の市区に意見照会し、その意見を基に説明させていただく。本日は時間等も踏まえ、重点事項を中心に資料を取りまとめており、個別案件全ての御説明は省略し、全体的なことや気になる点について説明する。

まず、19 ページでは、総括的な形で意見を出しているが、(1) の計画策定等については、全国知事会と全く同意見であり、ナビゲーション・ガイドの趣旨は大変意義あると考えるため、周知徹底を引き続きよろしくをお願いしたい。

次に、デジタル化関係で（２）に３点記載している。これらは、全国市長会の５・６月の各府省への提言及びデジタル行財政改革会議での意見陳述を基に記載している。

まず、１点目として、情報システムの標準化に各自治体が鋭意取り組んでいるところ、移行経費については、基金の措置もあるが、今後ガバメントクラウドの運用経費も非常に心配している。特に先行して実施している自治体からは、本当に効率化できるのか、国が掲げている３割削減のような流れになるのかということも含め、運用経費について心配の声が多数上がってきている。「現行の運用コストよりも負担増とならないようにすること」という控え目な表現にしているが、全国市長会も総務省やデジタル庁に強く要望しており、当部会でも認識いただきたい。

２点目として、スケジュールについて、令和７年度末までに移行ということで進めているが、既に対応困難な団体も出てきている。移行期限の見直しが現実に即して行われると理解しているが、併せて、移行期限を見直したシステムについて、令和８年度以降も今と同様な財政支援を確実に行っていただきたい。

３点目として、これは２０業務の標準化の先の話だが、デジタル行財政改革会議を中心に議論をされている、国・地方の共通基盤の構築について、国・地方で協議する場も設けていただくことになっている。全国市長会としては、まず何よりも、今行っている業務フローを単純にデジタル化、オンライン化するのではなく、先ほど全国知事会から説明があったように、発想を変えることも含めて、デジタル化することで、国・地方を通じてどのような仕事の仕方ができるのかということが大前提であると考えている。国・地方でしっかりと議論をしていくところだが、国任せということではなく、地方も単純に今の形のままデジタル化するのではないという自覚が必要という議論は全国市長会でもしているところ。スピードアップも大変重要なことだが、スピードを優先すると現状の問題や非効率な面も含めて移行してしまうのではという危惧も現場の声として相当程度ある。この点、重点募集テーマとして「デジタル化」が設定され、この部会の場合でも大きく取り上げられているので、俯瞰するという意味も含めてお願いしたい。

あわせて、関係府省の連携ということで、住基ネット、戸籍とともに、データベースに関係してよく意見が出るのは土地利用である。１つの部門の土地利用だけを先にシステム化すると、ほかの部門の土地利用とうまくつながらないことがある。今後、各府省が共通基盤の構築をするときには、現状の分割されたような土地利用のシステムが残ってしまわないようそういう部分をよく検討いただきたい。２０業務の標準化を最優先業務として進めており、それが見えたところで共通基盤に移行するようデジタル行財政改革会議等で申し上げているとおりが、共通基盤の構築の際にもこういうことも含めて優先順位についてよく考えていただきたい。

次のページ、（３）、（４）、（５）、（６）は以前から申し上げているので省略する。

続いて、個別の点について申し上げる。まずは、重点番号１の住基ネットと重点番号３の戸籍の関係について、全国知事会から話があったとおり、住基ネットに関しては、この提案事項に限らず面的に見直したかどうかという報道も拝見し、全くそのとおりと思っている。住基や戸籍の連携は、各府省や自治体に照会しつつ、面的に、総合的に進めていただきたい。今回の一つ一つの提案事項も非常に意味があるものと思うが、それを起点として、ほかにも同様の支障があるのではないかと整理も併せてしていただきたい。

次に、重点番号５の犬の登録及び管理方法の見直し等は、マイクロチップを入れる、入れないという話は現場でも難しい面があると思うので、この点も含めて所管省でもしっかり整理し、全国共通化し、引越しをしても、転入した市区町村に引き継げれば、全体的な効率化につながると思うので、検討いただきたい。

次に、重点番号６の景観計画について、現行では軽微な変更であっても都市計画審議会への意見聴取が必要となる。規模の小さい自治体は毎年開催しているわけではないので不都合が生じるところ、軽微な変更であれば、都市計画審議会への協議を不要にする取扱いにできるのではないかと。令和３年の国土交通省所管の下水道関係の計画に係る提案では、軽微な変更については、提案が採用され、意見聴取を不要とする政令改正がなされた。それぞれの考え方があろうかと思うが、念頭に置いて議論いただきたい。

次に、重点番号９の児童手当に関する提案について、２０業務の標準化におけるシステム改修と併せて、大きな制度改正である所得制限の廃止等の制度改正により、かなり現場も苦労している。ただ、管理番号

292 番の所得審査の廃止については、推進を願う団体もある一方で、所得審査を廃止することが、子どもにとってより良い方向に行くかどうかという別の意見もあり、それぞれの都市自治体の考え方もあるので、懸念があることを触れておく。また、転出入についても、現在行っているシステム改修が一段落ついた後に、この点も含めて、どうすれば児童手当の事務、仕事が円滑に行くのか検討いただきたい。転出入の確認を最初にできれば、この限りにおいては利便性が高まる部分もあろうかと思うが、全体的な業務フローが関わってくるかと思う。

次に、重点番号 13 の民生委員の選任要件の見直しについて、昨年の提案を継続して検討しているものであるが、現在、所管省で研究会が始められているということである。民生委員は、地域で非常に大切な仕事をしていただいております、人材確保という面で、幅広い検討をお願いしたい。

続いて、重点番号 17 の財産区の土地の森林信託について、これは県の提案だが、財産区は市町村にとっても、関係する財産区があるところは非常に深いつながりがある。その財産の有効利用をどのように行っていくのかがいいかは現実的な課題かと思うので、何とぞよろしくお願いしたい。

次に、重点事項以外について、幾つかコメントさせていただく。

25 ページのぴったりサービスの関係で、提案にあるように、自分たちで工夫ができればというところもあるが、多くのところは全国統一的にきちんと国が整備して、そのとおりにやっていくことを基本とすることが大事ではないかという意見もあり、この点については留保的な意見を提出する。

また、現在、各自治体の大きな関心事項としては、管理番号 107 番「マイナンバーカードの電子証明書に係る暗証番号の法定代理人による初期化手続等の簡素化」である。カードそのものの変更がどうかという話もあるが、昨年来、話が出ているとおり、マイナンバーカードの大量更新時期を迎えて、特に、寝たきりの老人の方などの手続きについては、簡便化するなど、実際どのような仕組みが可能かということをして是非この機会に、今回の提案も含めて検討いただきたい。ある市長の話では、担当者から聞いたということだが、マイナンバーカードを作る際に、寝たきりの方のところへ市の職員が行き、写真を撮るのに後ろの背景が白地である必要があるため、枕を上げて紙を敷いて、という決まりがあって、分からないでもないが、やはり現場にはいろいろな話があるので、次の更新時期までに様々な支障事例が出てくると考えるので、よろしくお願いしたい。

管理番号 169 番「標準化の補助金について」は、特に、令和 8 年度以降の確実な補助金措置をお願いしたい。

続いて、管理番号 190 番、指定都市市長会からの「市町村の子ども・子育て支援事業計画の計画期間が一律 5 年であることの見直し」について、提案の実現を強く求める。昨年は、支援事業計画について、一部記載事項の任意化という話もあったが、これも含めて、支援事業計画の在り方を全体で議論いただきたい。市の意見では、仮に市町村計画期間を 7 年とした場合でも、現行と同様に実績との乖離が大きい場合には、必要に応じて中間見直しを行うことで、計画の趣旨に沿った施策の実施は可能であるとのことである。昨年の量の見込みの数値についても同じような意見が出ており、所管省はこの数値が絶対必要だということであるが、結局、支援事業計画は、子ども・子育て給付の大元になるわけなので、必要な見直しというのは各自治体が適宜実施することになる。したがって一律にこうでなくてはいけないという話は、この機会に、本当にしっかりと見直していただきたい。昨年の段階でも、努力義務とはいえ、こども計画の策定の必要性が新たに出てくるので、この辺りの事務の見直しをしてほしいという意見も出ていたところである。今回、分権の議論も踏まえてということであったと思うが、法律において、こども計画の策定については、既存の計画も一体的に作成できるという話が出ていて、それは方向性としては非常に評価している。しかし、特にこれだけこどもの話が大きくクローズアップして、トータルで進めるという方向性になっているわけなので、一体として策定する以上、やはり、期間や記載事項等についても、自治体の自主性に任せてもらうようお願いしたい。先ほど脱炭素の話が全国知事会からあったが、全国市長会としても、こども家庭庁との協議の場などで、こども計画の策定に合わせて、策定していない計画までも一体で作成することを求めることや、計画策定を国の財政支援を受ける要件とするなど、自治体の自主性を阻害することのないよう、申し上げている。そういう趣旨を体現いただきたい。

管理番号 237 番「農地法施行規則における第 3 種農地の判定基準の緩和」についても、是非推進をお願いしたい。今回、農業振興地域の整備に関する法律が改正され、所管省でも、国の関与の強化という表現がされている。これに対して、全国市長会として、法案提出の閣議決定時から農林水産省には、その運用が過度に地域のまちづくりの自主的な在り方を阻害することのないよう意見を述べてきた。農振法については、市町村と都道府県とである意味キャッチボールしながら地域の土地利用、まちづくりの在り方を考えていくものであるが、そこに強い国の関与が入ってくるというのは、我々の会議の場でも市長から、運用に対して心配の声、国の関与が強くなり過ぎないかという声が出ている。具体的には、今回、面積が大きなものについては、国が事情を聴取したいということだが、面積一辺倒過ぎないか。耕作放棄地までも確保すべき農地面積に含まれており、そもそも担い手の確保が深刻な中、あまりにも農地面積確保を重視し過ぎているのではないかと、各市長からも強く声が出ている。5月の国と地方の協議の場においても、当時の立谷会長からこの点について、正式に要請をした。農地面積確保ということを中心し過ぎている結果、まちづくりにおいて、農振地域がなかなか外せないという懸念が出てくる。様々な支障も生じかねないということなので、地域の実情に応じた主体的なまちづくりができるよう、配慮いただきたい旨を、国と地方の協議の場でも発言している。全国市長会としても、この運用については、引き続きしっかりと注視して、意見を申し上げていきたい。今回の農地法のこの提案についてはいろいろな制度的な面があるかと思うが、そういう観点で検討いただきたい。

(大橋部会長) それでは、全国町村会から説明をお願いしたい。

(全国町村会) まず初めに、提案募集全体を通じて共通する事項について何点か申し上げた後、個別の重点事項について触れていきたい。

先生方には計画策定の議論の中で、いわゆる逆三角形の構造として複数府省の計画が、町村であれば 1 人の職員に集まっていくという、町村の厳しい現状について理解いただいているかと思うが、なかなか各府省にはそれが伝わっていない気がする。行政の新たな課題は次々に現れてきており、人口減少が避けられない中で、町村では職員を増やすことがすごく難しい状況になってきているので、業務の効率化を進めていかなくてはならない。今回の重点募集テーマは「デジタル化」ということで、特に職員数の限られる町村では、デジタル化に関する提案の実現により業務の効率化が進められるものと考えているので、よろしくをお願いしたい。

しかしながら、この提案募集の中で、様々な問題が出てきているように、申請に添付書類が必要だとか、郵送によるやり取りが必要だとか、こういうものがまだまだ残っていると思うので、是非積極的な見直しを進めていただきたい。ただし、デジタル化を進めるに当たり、その当初段階では、やはり多くの手間と費用がかかるものも多くあり、場合によっては町村ではオーバースペックになってしまうようなケースもあるかと思うので、真に業務の効率化に資するものかどうか、地方の現場の声をしっかり聞いた上で検討していただきたい。それから、デジタル化を進めるに当たり、財政支援等も併せて検討いただきたい。

次に、計画策定について、これまで、計画策定に係る事務負担の軽減について様々な取組を進めていただいた。ナビゲーション・ガイドや今年度の骨太の方針でも、地方に係る制度の形式を計画にせざるを得ない場合に地方六団体に説明を行うことや、既存の計画について事務負担の軽減を行い、毎年、見直し状況を公表すること等について盛り込んでいただいた。引き続き、各府省におかれては、ナビゲーション・ガイドに沿って新たな計画の策定、枠付けを行わないことを原則とし、努力規定についてもできる限り新設しないことや、補助の要件とするなど、実質的な義務付けとならないようお願いしたい。また、既存の計画との統合、共同策定なども可能としていただくようお願いしたい。

一方で、毎年度、法律改正や新たな問題が出てきて法律を策定する際に、必ず計画の話が出てきてしまう。例えば、全国知事会の説明時に出てきた、地球温暖化対策なども一例かと思う。確かに施策の重要性は高いと思うが、計画策定自体が負担となって、あるいは、その計画策定が財政支援の要件となっていることで、市町村がそうした施策を進められないのでは本末転倒になってしまう。是非こうしたものについてもチェックをお願いしたい。

次に、今回の提案募集の話ではないが、市町村長から地方分権に関係したいろいろな声が出てきているので、一言申し添える。市町村の給付金事務について、6月に定額減税が行われたが、これに伴い、市町

村は、昨年末から低所得者に対する給付金の支給事務を行うことになった。しかし、この事務は自治事務とされているが、実態としては、この給付金事務を実施するか否かを含めて市町村に実質的な裁量が与えられない形で事務を強いられている問題があるのではないかと思う。今回も極めて短期間で実施しなくてはならないということで、自治体に過度な事務負担がかかっている。この事業については単年度限りなので、提案募集には出にくい、分権の観点から課題があるものと思うので、取り上げた。

次に、重点事項のうち、全国町村会として意見を申し上げたものを中心に何点かコメントする。

まず、資料の 27 ページ、重点番号 2「補助金申請システムに係る利便性・検索性の高い機能の整備」について、町村にとって国の補助金・交付金は非常に貴重なものだが、その種類は多様化し関係府省も多岐にわたる。その中から目的に一番ふさわしいものを見つけることは、多大な時間を要する上に非常に困難であるため、このような検索システムがあればありがたいと思う。ただ、この jGrants は、事業者向けのものが多くなっており、これをベースにして地方自治体の求めるものができるかというのは、しっかり検証して検討いただきたい。

続いて、重点番号 3「戸籍情報システムの利用対象事務及び利用対象者の拡大」について、戸籍の新システムが新たに稼働されるということで、是非、旧来の取扱いにとられることなく、法令改正を含めて事務の合理化に向けて検討を進めていただきたい。

続いて、重点番号 5「犬の登録・管理方法の見直し」について。管理番号 10 番と 114 番については、動物の愛護及び管理に関する法律は環境省、狂犬病予防は厚生労働省という縦割りになっていて、その両方の事務を行う現場の市町村からの提案となっている。マイクロチップ情報の登録システムという新しいシステムができたにもかかわらず、狂犬病予防法に基づく登録と連携していないという現場の声であるので、是非関係府省で協議して、実効性のある仕組みの構築を検討いただきたい。

続いて、重点番号 9「児童手当の支給に係る所得審査の廃止」については、子ども子育て支援法の改正により、所得制限の撤廃や受給回数の増加、あるいは高校生まで支給対象者が引き上げられることで、大きく制度が見直されている。各府省からの一次回答では、児童手当の所得制限を撤廃した後においても、こうした調整の必要性は変わらないと考えるがあるが、今回、本当に大きな見直しであるので、同一の児童に係る児童手当の二重支給などを防ぐ方策は非常に重要だが、市町村の事務負担を軽減するという方向で新たな仕組みの構築をお願いしたい。

それから、重点番号 17「財産区の土地を森林の施業・管理を目的として信託可能とすること」について、森林というのは、公益的機能を持つ一方、適正な管理が行われないと災害の原因となるケースもあり、信託を行うことができるようになれば、財産区の事務的な負担を軽減しながら、荒廃を防ぎ、財産価値を高めることができるのではないかと思うので、是非検討をお願いしたい。

また、提出資料にはないが、重点番号 13「民生委員・児童委員の選任要件の見直し」について、民生委員のなり手不足が全国的な課題となっているので、この要件の見直しについて、今、検討会が開かれていると聞いているところ、課題の整理を丁寧に行って、提案団体の意見を十分に尊重して提案の実現を是非よろしくお願いしたい。

続いて、資料の 31 ページにて、重点事項ではないものについて幾つか申し上げる。

管理番号 194 番「電話を用いた診療の実施及び診療報酬による評価を可能とすること」については、条件不利地域で通院ができず、さらに患者が情報通信機器を有していない等の特殊な事情がある場合に、電話による再診や処方、診療報酬の評価等を可能とすることを求める提案になっている。これに対する厚生労働省の回答は、個別判断であり、一律に適用かどうかを示すことは困難であるため対応できないということであるが、これでは地方からの提案に対して不誠実ではないかと思う。信頼性・安全性を踏まえつつ、電話診療が可能となるケースをしっかりと示せば、こういうことが可能になるところ、条件不利地域では医療の確保が非常に大きな課題となっているので、何らかの形で提案の実現をお願いしたい。

管理番号 122 番「建築協定の変更に係る土地の所有者等の全員合意の要件の緩和」について、これはかなり古い制度のようで、商店街等をつくることを目的として 50 年前に建築協定が結ばれているが、高齢化が進む中で福祉施設の建築ができないというような問題が生じているようである。国土交通省の回答では、類似の制度を含め、民間の契約における手続の問題として議論されるべきとあるが、そういう問題もあ

ることは確かだろうが、これは法の特例というものを設けて、法が時代に合わなくなったというものでもある。一般論ということではなく、法律の中でしっかり検討すべきと考えるので、何らかの形で検討いただきたい。

このほか、重点事項以外にも一般提案事項全般についても意見を申し上げているので、目配りいただければと思う。

最後に、事務局に意見照会のスケジュールに関してお願いがある。各府省一次回答に対する地方六団体への意見照会の期間が少し短いかなと思うので、もう少し長く取っていただきたい。また、関係府省の一次ヒアリングとの前後関係について、一次ヒアリングの議論の状況を踏まえて意見を出したいが、各府省のヒアリングの最終日が7月24日、その翌日が意見照会の締切日となっているので、スケジュールの検討に当たり、この点についても考慮いただきたい。デジタル化等の提案になると、実務者の声というのを聞かなくてはならず、手間と時間がかかるので、理解いただきたく、よろしくお願ひしたい。

(大橋部会長) 実際に対面で提案について伺うことで、大変貴重な意見や、より現場の切実な声が聞けて大変参考になった。それでは、意見交換を行う。

提案募集専門部会としては、今までの個別の提案への対応から、少し面的な広がりを持つようなものに拡大したく、計画策定がその第1弾だったが、それに続くもので、今回は住基ネットワークで処理できるものを悉皆的に改正しようと取り組んだ。やり始めると、住基ネットと横並びにある戸籍は身分関係に関わり、事務としてほとんど同じようなものである。そうすると、本日、全国市長会からも意見いただいたが、次に土地利用はどうかとなっていき、拡大について見通しを本日いただいた。

そのようなことを言うと、法務省などは、戸籍はいわば自分たちの持ち物であり、利用できるのは市町村限定だというようなことを述べていたが、デジタル化がこれだけ進むと、国が持っている情報システムを公共財産と捉え、みんなでどう活用していくかというように哲学を転換しなければいけないところに来ているかと思う。住基ネットから始まって戸籍、土地利用という形で広げていくことが重要ではないかということについて本日示唆をいただき、頭の転換という言葉があったが、それが必要ではないかと考えている。特に、地方税の関係で、都道府県でも戸籍情報を使いたいということについて、戸籍は市町村事務だということを盛んに述べられていたが、都道府県が使えるようになれば、市町村の事務負担もそれだけ軽くなるという点では、相関的な関係があるので、抜本的に見直していくことが大事であると感じた。

面的な広がりという観点で、毎年出てくるのが経由事務で、これは言わば、伝達係を伝統的にやらされているようなものであり、デジタル化が進めば解放されるものなので、本日は9ページで表をいただいたが、ある程度現場で洗い出してもらい、これも一括して面的に処理していく時期に来ているのではないかという認識を持った。

また、本日、いろいろな団体から、従うべき基準や計画等がまだ新設されているという声があったので、それは是非事務局と相談され、エビデンスベースで監視していかななくてはいけないことだと思うので、洗い出していただければありがたい。

(高橋構成員) 全国知事会に伺いたい。ただ今、大橋部会長からあった経由事務について、経由することによりそれで得た情報を関連事務に活用しているような場合もある。そういう場合、共有システムのようなものもある程度必要になるのではないかと思うが、どのように考えているかお聞かせ願ひたい。

また、全国市長会には、システム化を進める上で、どうしても国だと縦割りの発想になってしまうが、実際の地方の現場では土地のように一括してシステム化したほうが良いなど、デジタル化に当たり、現場の声をきちんと国に反映させることは極めて重要だと思うことから、今年ではできなくとも、来年、現場から国に、このように大きな哲学でデジタル化してほしいというようなことがあれば御提案をいただきたい。

(全国知事会) 経由事務について、2例挙げさせていただく。

1つは、消防に関連する補助金の進達を、直接、市町村と国で行うという議論が一部の県から出ていた。そういう割り切りも一つの考え方だが、都道府県内における消防設備の整備状況の全体像が分からなくなり、特定地域で大きな災害が起こって周辺の市から応援を頼む際など、広域消防・広域防災の観点から全体像が見られなくなるのは困るのではないかという議論も片方であり、結果的に、提案はされているが、

共同提案という形にはなっていないものが1つある。これは知事会の中でも少し議論し、提案県には大変申し訳ないが、単純に省いてしまうのは問題ではないかということである。

もう一つは、栄養士養成施設・管理栄養士養成施設の指定に関する経由事務である。提案した県は、県が関与する余地はほとんどないと言い、国は、県にも地域の実情に応じて関与すべき事情が色々あるはずだと言って意見が割れている事例であると認識しているが、どんな地域の実情が必要なのだろうかと疑問に思っている。また、地域の実情を言ったら、それを踏まえて判断してくれるのかというところが、国の側から明確に聞こえてこないように認識しているので、事務局や先生方にも実態をよく踏み込んで聞いていただきたい。概して言うと、あらゆる経由事務が不要というわけでは恐らくない。都道府県の行政として承知しておくべき情報がある一方で、一方的な情報伝達であれば、都道府県と市町村に一斉通知を出してもらえればいいだけのことで、そこで一回ワンクッション入れる意味が一体何があるのかと思う。先ほどの消防の調査の関係や通知などもそうである。一旦都道府県で受け止めて発出するという作業はある意味トレーニングにはなるかもしれないが、市町村に発出してほしいという意味であれば、市町村にこういうものを発出するということを都道府県にも情報共有すればいいように思う。

(全国市長会) 高橋構成員の指摘はまさにそのとおりで、こちらもいろいろ話をする以上は、やはり具体的なことをしっかり話をしていかななくてはいけないと思っている次第。デジタル化の進展の中で、国・地方協議のような場で、デジタル化に関して具体的な話をどのようにぶつけていくか、いろいろな共通基盤で、新たな方向性、個別具体的問題が出てきたときに、各市区の意見を聞いて、今の仕事の枠組みを破る議論をどのようにしていけるかということは、全国市長会としてしっかりとやっていかなくてはいけないと自覚している。先ほど話にあったように、何か工夫をして話できるように努力してまいりたい。

(勢一部会長代理) 計画策定については、ナビゲーション・ガイドができたことを評価いただいたが、まだまだ課題があるという指摘を承った。そのように関心を持っていただけること自体が非常に大事なステップに来ているのだと改めて実感をした。確かに府省への周知が不十分という指摘は、私も計画策定ワーキングを預かっており、いろいろな調査を見ながら同じような感触を持っている。

そうはいいながらも、ナビゲーション・ガイドという一種の基準ができたというのは大変大きいことで、むしろ地方の現場がナビゲーション・ガイドの内容などを把握された上で、府省側の対応に問題を感じたときには、それを理由に主張ができるものでもあると感じている。その点で、地方三団体には、さらに強く国側に意見を言っていただきやすいのではという期待もしている。

国が、今、地方に求めている計画策定の仕組みは、法で定めた後にガイドラインやマニュアルなど、いろいろな形で計画の内容についてのお勧めをするというものになっている。必ずしも従う必要はないはずだが、そこに期間や内容について記載があると、現場にとっては実質的な強い要請ということになりかねないので、是非目配せをして、適宜意見をいただけると非常にありがたい。計画策定についての指摘は、そのとおりだと私も思っており、特に計画期間の見直しについては、現場としては重要な部分だと考えているので、丁寧に議論したいと思う。

(大橋部会長) 本日、全国町村会から建築協定の話が出たが、重点事項の中には「一団地認定の見直し」というのも出ており、これは全員合意でできた仕組みを、全員合意が取れない状況になった場合においても変更できないという硬直性の改善を問うものである。このようなものも気にかけてもらいたい同様のシリーズものがあれば、全員同意シリーズについても横展開できればと思っているので、留意いただきたい。

(高橋構成員) 重点テーマではないが、全国町村会から説明のあった、管理番号194の医師法の話については初耳であった。確かに厚生労働省の回答は不誠実だと思うので、事務局と一緒に、しっかり厚生労働省をただしていきたい。

(大橋部会長) それでは、本日のヒアリングはこれにて閉会とする。議論した内容は、8月7日に行われる地方分権改革有識者会議に報告する。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)